

本告発に係る概要等

1. 概要

平成 21 年 10 月 14 日、被告発法人が、使用済み冷蔵庫 45 台を、ミャンマーに向けて中古利用目的で輸出しようとした。

環境省近畿地方環境事務所の調査等によれば、当該貨物は買い子等から処理費用を受領（逆有償）して引き取った後、野外で保管の上、特段の処理を行わずに輸出しようとしたものであり、物の性状、排出の状況、通常 of 取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案した結果、廃棄物と判断される。このため、当該行為は廃棄物処理法第 10 条及び第 15 条の 4 の 7 の無確認輸出未遂に当たる。

被告発法人は、輸出に先立つ 10 月 6 日の環境省近畿地方環境事務所の指導等にもかかわらず、これら廃棄物の輸出を試み、またその追及を逃れるため伝票を操作し、虚偽の供述を行うなどの悪質性が認められること及び他の輸出業者等に廃棄物処理法遵守の徹底を図る観点から、告発を行うこととしたもの。

廃棄物の無確認輸出未遂に対しては、平成 17 年の輸出未遂罪の新設以降、告発及び罰則適用の前例はなく、本告発が初の事案となる。

また、本告発は、廃棄物の適正な輸出入の確保のために環境省が取り組む水際対策の徹底に寄与するものであり、国内における家電リサイクル法に基づく家電製品の適正な再商品化の確保にも資すると考えられる。

2. 経緯（主語は、特に記載のない限り環境省近畿地方環境事務所）

（平成 21 年）

10 月 6 日 大阪府と合同で被告発法人への立入検査を実施。

（10 月 14 日 被告発法人が通関業者を通して冷蔵庫を含む貨物を輸出申告）

10 月 15 日 輸出申告された当該貨物の税関による開披検査への立会の実施

10 月 20 日 被告発法人へのヒアリングを実施

11 月 20 日 廃棄物処理法第 18 条第 2 項に基づく報告徴収

（平成 22 年）

3 月 2 日 刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定に基づく告発

3. 関係法令抜粋

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律 137 号）（抄）

（一般廃棄物の輸出）

第十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

（準用）

第十五条の四の七 第十条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。

（罰則）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二 第十条第一項（第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 一億円以下の罰金刑